契約後、校正に入ります。

81条、国
の規定に

第76条の
務者とな
が加入し

(1) 年間の国民健康保険料の額が決定したとき
(2) 減額や減免の該当又は非該当により国民健康保険料が変更したとき
(3) 加入者が40歳になることで介護保険料が加算されるとき
(4) 世帯の加入者数に増減があったとき
① 加入したとき：転入、他の健康保険の脱退、出生、生活保護廃止など
② やめたとき：転出、他の健康保険への加入、死亡、生活保護開始など
(5) 世帯の異動があったとき（世帯主の変更、世帯分離、世帯合併など）
※ 転入等で国民健康保険に加入された方は、はじめに均等割額のみを納めていただきます。前住所地に所得金額等を確認し、再計算の結果、国民健康保険料が変更になる場合には、あらためて通知します。
※ 国民健康保険をやめた後も、上記の事由により、加入していた期間の国民健康保険料が変更となる場合は通知します。

1-4 この通知書には、国民健康保険料の個人別内訳を記載してありますので、確定申告又は住民税申告の社会保険料控除の参考としてください。

2.【 国民健康保険料の計算 】

国民健康保険料は、医療分、支援分、介護分、子ども分の４つの保険料の合計額です。

それぞれの保険料は、所得割額（加入者の前年の所得に応じて負担する額）と均等割額（加入者１人ひとりが均等に負担する額）の合計額です。

医療分（基礎賦課額分保険料）	国民健康保険財政の基礎財源
支援分（後期高齢者支援金等賦課額分保険料）	後期高齢者医療制度への支援金
介護分（介護納付金賦課額分保険料）	40～64歳の方の介護保険料
子ども分（子ども・子育て支援金賦課額分保険料）	子ども・子育て支援制度への財源

★39歳までの方　医療分＋支援分＋子ども分
★40～64歳までの方　医療分＋支援分＋介護分＋子ども分
★65～74歳までの方　医療分＋支援分＋子ども分
※65歳以上の方の介護保険料は、介護保険課から通知が届きます。

2-1 令和８年度の国民健康保険料の計算方法

	所得割額（所得割算定対象額 × 所得割率）	均等割額★1★2（加入者数で計算）	最高限度額
医療分	加入者全員の令和７年中の所得金額※ × 7.83%	48,900 円 × 加入者数	67 万円
支援分	加入者全員の令和７年中の所得金額※ × 2.84%	17,400 円 × 加入者数	26 万円
介護分	40～64歳の加入者の令和７年中の所得金額※ × 2.45%	17,400 円 ×40～64 歳の加入者数	17 万円
子ども分	加入者全員の令和７年中の所得金額※ × 0.27%	1,870 円（18 歳以上均等割額 90 円を含む）×18 歳以上の加入者数	3 万円

★1 未就学児の均等割額は2分の1です。

（所得割額+均等割額）×$\frac{加入月数}{12}$が保険料となります。

★2 子ども分について、18歳未満の方には均等割額が全額軽減されます。

※ 所得金額（所得割算定のもとになる所得）とは、加入者１人ひとりにつき、「令和７年中の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計（雑損失の繰越控除は除く）」から「基礎控除額43万円」*を引いた額です。
＊前年の合計所得金額が2,400万円を超える方は、その金額によって基礎控除の金額が異なります。

2-2 令和７年度及び令和６年度の国民健康保険料の計算方法

		所得割額	均等割額	最高限度額
7年度	医療分	加入者全員の令和６年中の所得金額 × 8.59%	50,400円×加入者数	66万円
	支援分	加入者全員の令和６年中の所得金額 × 2.97%	17,400円×加入者数	26万円
	介護分	40～64歳の加入者の令和６年中の所得金額 × 2.45%	17,400円×40～64歳の加入者数	17万円
6年度	医療分	加入者全員の令和５年中の所得金額 × 9.40%	51,600円×加入者数	65万円
	支援分	加入者全員の令和５年中の所得金額 × 3.15%	17,400円×加入者数	24万円
	介護分	40～64歳の加入者の令和５年中の所得金額 × 2.63%	18,000円×40～64歳の加入者数	17万円

2-3 介護保険料について

＜昭和61年４月２日～昭和62年４月１日生まれの方＞
介護分の保険料は、40歳になる月（１日が誕生日の方はその前月）から納めます（４月２日～７月１日が誕生日の方は、１期（６月納付分）から介護分を合わせた国民健康保険料を納めます）。
＜昭和36年５月２日～昭和37年４月１日生まれの方＞
65歳になる前月（１日が誕生日の方はその前々月）までの介護分の保険料を計算します。納付については、10期（翌年３月納付分）までに均等にならして納めますので、65歳になる月から介護保険料を納めるようになっても、国民健康保険料の期別ごとの納付額は変わりません。

2-4 令和８年度（４月～翌年３月）の途中で75歳になる方

昭和26年４月１日～昭和27年３月31日生まれの方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため、75歳の誕生日の前月までの国民健康保険料を計算します。75歳になった月からの国民健康保険料は、その年度の国民健康保険料の計算からあらかじめ除かれています。そのため、75歳となった月から年度末まで国民健康保険料は変わりません（ただし、75歳になる方が１人世帯の場合には75歳になる前月までに納めます）。

3.【 国民健康保険料の注意点 】

3-1 国民健康保険料は資格が発生した月から計算します（月末に国保の資格があれば、その月の保険料がかかります）。手続きの遅れなどで、さかのぼって国民健康保険の資格を取得した場合、資格を取得した月の分から国民健康保険料がかかります（最長で２年度分さかのぼって納めます）。

3-2 年度（４月～翌年３月）の途中で国民健康保険をやめた場合、国民健康保険の資格がなくなる前の月までの国民健康保険料の金額を再計算します。その結果、不足分がある場合には不足分を納めていただき、納めすぎの場合にはお返しします。

4.【 国民健康保険料の納め方について 】

※詳細は、「令和８年度版　国保のしおり」をご覧ください。
国民健康保険料の納付方法は、次のとおりです。
普通徴収分・・・口座振替による納付分
（口座振替を利用できない方は納付書払い）
特別徴収分・・・年金からのお支払いによる納付分
（年６回の年金支給日に、対象の年金からあらかじめ徴収）

4-1 普通徴収世帯は、１年度分（４月～翌年３月）の国民健康保険料を１期（６月納付分）から10期（翌年３月納付分）までの10回に分けて納めます。登録口座から納期限日に引き落とされます。

4-2 特別徴収（年金からのお支払い）になる世帯は以下のすべての条件をみたす世帯です。
(1) 世帯主が国民健康保険に加入していて、年度途中に75歳を迎えない
(2) 加入者全員が65歳以上75歳未満である
(3) 特別徴収の対象となる世帯主の年金額が年額18万円以上である
(4) 国民健康保険料と介護保険料の１回あたりの徴収合計額が、世帯主の１回あたりの年金受給額の２分の１を超えない
※ 特別徴収を希望しない場合は、届出により口座振替に変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

4-3 特別徴収世帯の国民健康保険料が増額変更した場合、年金からお支払いいただく国民健康保険料額は変更せず、増額分は普通徴収で納めていただきます。このときの納付方法は、特別徴収を開始する前の普通徴収の納付方法です。

5.【 通知書（普通徴収分）の見かたについて 】

区分	① 変更前	② 変更後	③ 納期限	④ 納入済保険料	⑤ これから納める保険料
1 期					
2 期					
合計					

①前回、決定した国民健康保険料　②今回、決定した国民健康保険料
③期ごとの納付期限　④通知日現在で納付が確認できている国民健康保険料
⑤これから納めていただく国民健康保険料
※ ④の「納入済保険料」は、通知書の処理日現在のデータです。金融機関・コンビニ納付日から江戸川区確認までに２週間程度を要します。
※ 「月割増減額（表面⑨）」とは、年度内の加入月数が12カ月未満の加入者（月割加入者）に対して行われる月割計算のことです。月割加入者が世帯の最終賦課対象月に属する場合、12カ月分で計算した後、未加入月分を引くため、月割増減額⑨にはマイナスの金額が表示されます。月割加入者が世帯の最終賦課対象月に属さない場合、12カ月分で計算せず、月割額を加算するため、月割増減額⑨にはプラスの金額が表示されます。

6.【 国民健康保険料の減免などについて 】

※ 詳細は、「令和８年度版　国保のしおり」をご覧ください。

6-1 国民健康保険料均等割額の減額制度

前年の所得が一定基準以下の世帯の均等割額を７割・５割・２割減額する制度です。所得が一定基準以下の世帯の未就学児の均等割額は8.5割、7.5割、６割減額となります。表面の「軽減額(⑦)」に軽減される金額が表示されます。世帯の総所得金額などにより判定しますので、加入者全員の住民税の申告が必要です。

6-2 旧被扶養者の国民健康保険料減免制度

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65～74歳）が（他の社会保険等に加入せず）国民健康保険に加入する場合、申請により、所得割額は全額免除され、均等割額は５割（加入から２年間まで）となります。表面の「減免額（⑩）」に減免される金額が表示されます。

6-3 倒産や解雇などにより失業した方（特例対象被保険者等）の国民健康保険料軽減制度

以下①～②のすべての条件に該当する方は、届出により、前年の給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その翌年度末までです。
①離職日現在65歳未満の方
②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知が交付されている方で、離職理由の番号が11･12･21･22･23･31･32･33･34の方（「特定受給資格者」または「特定理由離職者」）
届出に必要なもの…資格確認書等・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知・該当の方のマイナンバーを確認できるもの・本人確認できるもの
※ 高額療養費、限度額適用認定証などの所得区分についても同様の取り扱いをします。

6-4 産前産後期間の保険料免除制度

江戸川区の国民健康保険に加入している出産された（または出産予定の）方のその年度に納める保険料のうち、産前産後期間の所得割および均等割額が減額されます。表面の「軽減額(⑦)」に軽減される金額が表示されます。
〇免除対象期間…出産（予定）日が属する月の前月から４カ月分（多胎妊娠は３カ月前から６カ月分）
〇対象となる方…令和５年11月１日以降に出産された方（妊娠85日（４カ月）以上の出産、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます）
※免除後の金額が限度額を超える場合、保険料の変更はありません。

6-5 その他の減免など

災害などの特別な事情により、一時的に生活困難となり、国民健康保険料を納められなくなった世帯は、申請により一定期間減額・免除できる制度があります。お近くの区役所区民課・各事務所の保険年金係へご相談ください。

7.【 国民健康保険料を滞納した場合 】

納付義務者が、災害、病気、事業不振等の特別な事情もなく、国民健康保険料を滞納した場合、特別療養費の支給となる場合があります。特別療養費の支給となった場合には、医療機関の窓口で医療費を全額負担していただき、後日申請により保険給付相当分の払戻しを請求することができますが、滞納相当額については一時差し止められ保険料に充当される場合があります。

また、国民健康保険料の滞納を続けた世帯には、法の定めにより滞納処分（財産の差押処分）を行う場合があります。納付が困難な場合はお早めにお近くの区役所区民課・各事務所の保険年金係へご相談ください。

8.【 滞納に係る延滞金の徴収 】

納期限までに国民健康保険料が完納されないときは、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた延滞金が加算されます。

延滞金は滞納国民健康保険料額について延滞日数に応じ年14.6％（当該納期限の翌日から３カ月を経過する日までの期間については年7.3％）の割合と特例基準割合（※）に年7.3％（当該納期限の翌日から３カ月を経過する日までの期間については年１％）を加算した割合のいずれか低い割合で計算します。
※ 当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１％の割合を加算した割合。

9.【 審査請求及び取消訴訟 】

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３カ月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

10.【 お問い合わせ先 】

国民健康保険料の算定について
医療保険年金課国民健康保険資格係　℡ 03-5662-0560(直通)
お支払方法、口座振替、還付金について
医療保険年金課収納係　℡ 03-5662-0795(直通)
国民健康保険に関するお手続きや納付相談について
お近くの　区民課・各事務所の**保険年金係**へ

区役所区民課	℡ 03-5662-6823(直通)	〒132-8501	中央1-4-1
小松川事務所	℡ 03-3683-5185(直通)	〒132-0035	平井4-1-1
葛西事務所	℡ 03-3688-0438(直通)	〒134-0083	中葛西3-10-1
小岩事務所	℡ 03-3657-7876(直通)	〒133-0052	東小岩6-9-14
東部事務所	℡ 03-3679-1128(直通)	〒132-0014	東瑞江1-17-1
鹿骨事務所	℡ 03-3678-6116(直通)	〒133-0073	鹿骨1-54-2